

第26回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第26回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成24年7月19日 午後1時30分から午後3時00分まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川委員、竹岡委員、宮川委員、板花委員、宇留賀委員、勝野委員 齊藤委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員、布施委員、谷委員、宮崎委員 高橋委員、下里委員、小松委員、唐澤委員、油井委員
5	事務局	都市建設部：新家部長、都市計画課：内田課長、横川係長、田中主査、中村主事 建築住宅課：井口係長、丸山主査 県説明：小林技術専門員、伴野主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成24年8月2日

協 議 事 項 等

会議の概要

1. 開会 (事務局)
2. あいさつ (新家部長・藤澤会長)
3. 報告案件
 - (1)「安曇野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定(素案)」について

【長野県安曇野建設事務所 伴野主査】

「安曇野都市計画 都市計画区域整備、開発及び保全の方針の決定素案」については、4月11日に地元説明会、4月18日安曇野市都市計画審議会で図書の概要版ということで説明。5月20日に公聴会が実施。この5月20日に公聴会に際し、4月26日から5月18日の間に閲覧期間を設けた。その間に豊科都市計画区域区分、区域マスタープランの方針について閲覧者併せて16名の方の閲覧があった。そして公聴会においては、傍聴者13名の中、公述人3名の方に説明をいただいた。豊科都市計画区域区分に関しては、3公述3名から賛成といった意見をいただいた。安曇野都市計画 都市計画区域整備、開発及び保全の方針の公述については、2名の方の公述があり、1名が賛成、もう1人の方がその他の意見という形で意見をいただいた。

区域マスタープランは、都市計画の目標、区域区分決定の有無、主要な都市計画の決定の方針、といった3本柱で構成されている。その中の2番目の区域区分の決定の有無が一番重要な部分だが、これが県決定のメインになる。3ページの都市計画の目標について、目標年次約20年後の平成42年、中間年27年といった目標年次を定めており、都市づくりの基本理念これについては、「北アルプスに生まれ、心輝く田園都市安曇野」、都市づくりの基本理念としては「山岳と田園の良さを育み、暮らしやすさをみんなで共有できるまち」といった理念を設定している。今まで安曇野市マスタープラン、総合計画等といったものと調整を図り、目標基本理念とした。

区域区分決定の有無といったことで、今回豊科都市計画区域の区域区分について、安曇野都市計画になるが、本都市計画には区域区分を定めないとの方針を取っている。県下同一の基準を用い判断した結果そのような結果になっている。今後も安曇野市と適正な土地利用に関する条例をはじめ、区域区分以外の都市計画手法や景観法、建築基準法等に基づく制度の活用、適切な連携のもとで計画的な土地利用を図っていくもの、そういった市で決めてきた条例等があるので、ある程度コントロールができることと区域区分は定めないとの方針になっている。区域区分の方針といったことで示されているが、概ねの人口で、17年、27年、32年という推定人口をここで記載している。

主要な都市計画の決定の方針ということで、3-1、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、3-2の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、3-3市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針、3-4自然的環境の整備または

保全に関する都市計画の決定の方針が記述されている。

都市計画区域の整備開発及び保全の方針の決定案といったことで、今先日6月の半ばに、県都市計画審議会の調査案件として、諮られておりそこでいただいた意見をもとに多少の修正も入り、現在関東地方整備局と事前審査中といった状態である。

【藤澤会長】

ご質問等をお受けしたいと思う。

【布施委員】

3点ほどお聞きしたい。1点目は本計画と安曇野市の総合計画や市のマスタープランを比べて、整合しているのかどうか判断するのが難しい。先ほど説明の中で都市計画法で必須として載せなくてはいけないのは区域区分等であり、その他目標と決定方針が記述しているが、それ以下の項目について、これは省令、国土交通省令などで決められた記述方法があるのか。というのは、近隣の都市計画マスタープランや他の県も同じような章だてになっている。市の計画と見比べて難しいのは、本計画では地域毎の市街地像が、拠点市街地ゾーンだったり、商業ゾーンだったり、ゾーンを使っているのに対して、市では地域を、北東地区や南部地区と地勢区分として取り扱っている。土地利用についても、業務地とか近商のサービス地とか用途ごととして取り扱っているが、市では用途ごともあるが、最終的には田園居住区域とか拠点市街区域というエリアを用いており対比が難しい。更に市のマスタープランでは産業を継続するような持続的な「まちづくり」、「都市づくり」ではないが、まちづくり目標として挙げているが、はっきりとした対比ができにくい。ちょっと差異もあるが、交通体系で施設の方針で、前回都市計画道路の優先整備路線を挙げてあるのと、ちょっと違う様な気がする。その辺の対比整合がとれているのか。もう1点は、自然環境で安曇野市でも法定で緑の基本計画を策定すると思が、この市の区域マスタープランでこれだけ細かく方向性が出されてしまうと、これに制約された形になってしまわなくてはいけないのではないかと。たとえば緑地保全地域、風致地域といったのを決定の方針に従って、市が規制されるのではないかと。

2点目は、この計画は平成16年で旧計画は22年が整備計画の方針の年度だが、旧計画を評価をし今回の新しい改正した区域のマスタープランを作成したか。

3点目は人口だが、17年国勢調査基準で人口問題研究所のものだが、27年で97,000で32年95,000だが、市は100,000人、104,000人という方向で施策によって人口を暫増していきたい、もしくは維持していきたいという方向性である。県においても平成20年に長野県における都市計画区域指定の方向性のなかで将来人口で、安曇野市は社会増をしていると記述があり、今後宅地開発が見込まれるというようなことを記述しているが、整合性がうまく取れているのか。

【藤澤会長】

お答え願う。

【伴野主査】

都市計画の目標、都市計画区域区分の決定、主要な都市計画の決定の方針とこういった形になっている。これは都市計画運用指針というのがあり、それに基づいて全県統一の基準で同じような構成で設定している。その運用指針は国が策定する都市計画に関する技術的な助言と言われているものである。

市との整合性について一番大きなメインな部分としては田園都市、田園環境区域が安曇野市の一番特徴的なところであるが、今までのものの継続性とまた都市計画区域マスタープランの違いとして、県としては広域的根幹的なものということでは定めているので、より具体的な方向までは示すことはない。住民の皆さんが自ら都市計画の将来像を考えられ、都市計画の方向性について、そういったものが促進されるようあくまで広域的、根幹的な示し方をしており、市のマスタープランがより地域に密着したものとして定められており、安曇野市でも相当長い期間、大変な回数の議論を重ねて詳細なものを作成された。細かい部分の記載が必要だという県の審議会での意見も出ているが、県と

してあくまで広域的部分、大きな部分で定めていくというのが現状である。

そして、16年の都市計画区域マスタープランの評価をしたかどうかと質問だが、具体的な数字上の評価はない。継承できるものは継承し今回は記載している。具体的な評価作業はしてない。

3つ目の人口について、まずこの95,000だが最新版のもので算出しており、安曇野総合計画のほうは前のものと思っている。当然この人数を設定するときは100,000を超えるか超えないかという議論はあった。おそらくこの公聴会の後、人口の増減について新聞記事で安曇野市の件が出ていると思うが100,000を超えるかどうかという内容であったと思う。

【布施委員】

緑地計画のことがかなり詳細に書かれているが、安曇野市の計画はちょっとわからないが緑の基本計画がたぶんこれから策定が予定されるか、してほしいが、そうした場合かなりこれに整合を取った形で進めていかざるを得ないと思うが、内容がかなり詳細なので、その方向性と合致しないのではないかと危惧するが。その辺のご見解を知っていれば。

【伴野主査】

まずこの緑地の目標とについて、県の審議会ので出た意見では、具体性がなさすぎるのではないかと、という意見をもらっている。ここで示している部分は大枠で、今後安曇野市で緑のマスタープランをどのような形で議論されるかわからないが、それほど大きく変わらないのではと思うのと、変わったとしても改めて市で議論した結果で、こういった方針を求める、ということであれば、やはりそちらが優先されるべきものではないかと思っている。

【藤澤会長】

よろしいか。

【布施委員】

よい。

【藤澤会長】

他にあるか。

【板花委員】

一点だけ確認をさせていただきたい。今回県都市計画の整備開発及び保全の方針素案として出てきたわけであるが、特に安曇野市の場合土地利用条例だとか景観条例、今作成している総合計画の問題、県の総合計画、5カ年の問題で安曇野市の方向性、あるいは食と農の振興計画等々いろいろと安曇野市で作っているわけだが、一応この都市計画の核論について、上位法ということで、全部具体的な整合性について内部検討させていただいて、これに準じたものにしていくのかどうかちょっとお聞きしたい。既にできた景観なり土地利用条例なり、非常に言葉が違っているような感じも受ける。昨日の総合計画の審議会でもいろいろな議論が出たが、これが上位法であるならば、あくまでもそれに準じた具体的な方針なり、具体的な整合性をもったものにしていく必要があるのではないかと、こんな風に思っているものでぜひその点だけは市の事務方で内部調整をきちっと取っていただきたい。

【藤澤会長】

要望であるので市で十分配慮し、お願いしたい。他に。

【宮崎委員】

緑の基本計画の件であるが、これは都市計画マスタープランの下位の計画として非常に重要な計画と思うが、計画の策定にあたって、いつ頃どういう関係でどのように進めていくのか、今の段階で思案があれば、教えていただきたい。

【内田課長】

市の緑の基本計画これは策定しなければならない計画だがまだ具体的にどういった作業に入るかはこれからであり具体的にいつまでにまとめるというスケジュールは現在もっていない。

【藤澤会長】

よろしいか。他に、無いようなので私から。主要な施設の整備目標で、主要地方道豊科インター堀金線は国道147のバイパスの先線だと思うが、国道147と記載すると国との事務手続き必要でこういう記述なのか。主要地方道豊科インター堀金線という、だぶるような感覚で市民は理解してはいけない。もう一点は6月7日県の都市計画審議会がありその中で、区域区分の廃止には意見特に無かったということだが、この都市計画マスタープランについては、5名ほどの委員さんから意見があったということだが、その中で支障のない範囲でどのような意見が出たか聞かせていただきたい。

【伴野主査】

1つ目だが、主要地方道豊科インター堀金線、拾ヶ堰橋北以西という表現にした。国道147バイパスという表現するのが、市民の皆様にはわかりやすいが、今の段階では国道としてその先線を整備するというという考えはないので、県がやっていく主要地方道で今ある豊科インター堀金線の代替等、全く決まってないがそういった形で機能的に国道というものでないということとこういう記載になっている。どんつきで止まっている先線のことについてここで示している。そして、6月7日の審議会の意見だが、基本的なことを変えるようにという話はなかった。たとえば、林業や農業を産業としてどうやって活気づけていくか、農業の保全是書いてあるが林業のそういった記載がない。といった意見。そういった意見を今後記載していくという方針で協議しているところである。後は水資源に関する意見が出されたり、一番大きかったのは緑地の確保目標の具体性が欠けているのではないかとといった意見。あるいは主要な緑地の配置方針の部分では、固有名称が昔の区域マスタープランには書かれていて具体的で良かったのではないかとといった意見。これに対しては、地域性を表現するワサビ田湧水群とか白鳥の飛来地になっている犀川や梓川、国営アルプスあづみの公園そういった西山山麓の山並みなどそういったある程度の具体性は記載していると回答した。ただこれ以上具体的になるというのは、市のマスタープランに記載されたほうがいいのではないかと意見も出ていた。そして緑の基本計画に整備目標を具体的に記載するとすると、先ほどからも話があったとおり、緑の基本計画がより詳細なものとなるので整備目標等を記載し、そちらの方向でやっていくと。そういったような意見が主な意見であった。

【藤澤会長】

他に無いようなので、この件については説明を受けたこととしたい。よろしいか。

【委員】

よい

(2) 「安曇野市屋外広告物条例」について

(市ホームページ <http://www.city.azumino.nagano.jp/gyosei/kakuka/toshi/kenchiku/oshirase/okugaikoukokubutsu.files/okugai.pdf>の資料を参考にしてください。)

【事務局 井口係長】

安曇野市屋外広告物条例のしおりには、三部構成となっている。屋外広告物条例の目的定義、規制内容の関係、手続きの内容、最後に条例の本文が載せてある。

まず条例の制定の背景と目的ということで条例の第1条に載せている関係だが、屋外広告物のよい面としては場所案内など情報提供、情報伝達の手段の一つというものがある。また悪い面では、景観上あるいは安全面という部分での問題がある。安曇野市が景観計画を策定する段階で、既に屋外広告物に関する規制の適正な誘導手法が重要である

と景観計画の中でもあり、そういったことから屋外広告物条例についても取り組んで来たということである。それから屋外広告物の定義とあるが、4つの要件すべて満たすものということで、「常時または一定の期間継続して表示されるもの」、「屋外で表示されるものであること」、「公衆に表示されるものであること」、等々といった定義である。注意していただきたいのは、ガラス面の内側に張られた張り紙は屋外広告物に該当しないというところである。

条例では屋外広告物があいまいだということで、当然良好な景観を保つということは一つの広告物のあり方だが、広告物の関係に関しては、公衆に対し危害を及ぼす恐れのないものといったそういう維持管理の重要性という部分も定めている。規制内容ということで条例3条になるが、禁止物件ということで、広告物を設置してはいけない場所を記載している。イラスト等がありますけれども、トンネル・道路の施設、電柱、街路樹、記念碑等々こちらには設置してはいけないという定めになっている。

禁止広告物ということで、設置してはいけない看板になる。これは長野県条例にあったものを継承しているが、地色といって一番多く使っている色、景観でも使っているが、マンセル値という色の定規で言うと、彩度15以上の色を指定しているもの、彩度と言って色の鮮やかさを示すもの、5Rだとかなり鮮やかなもの赤の色、これは使用禁止ということである。市の独自に取り締まるということで天空を照らす照明器具を使用しているもの、こういうものは禁止広告物となっている。

それから規制地域の区分ということで景観条例と同様に、屋外広告物条例についても規制地域は全域である。今までは長野県条例だった、長野道沿線、大町に行くオリンピック道路の沿線は禁止地域、許可地域と言って長野県条例に基づく地域。それから景観育成住民協定の地域、穂高には、穂高景観ガイドラインという規制があった。今度は安曇野市を3つの第一種、第二種、第三種というようなエリア分けをしている。第一種から第三種に従ってだんだんと緩くはなっていくようになるが、一番厳しい第一種規制地域というのは、長野県条例同様、長野道の沿線、オリンピック道路の沿線、それと今回新たに第一種規制地域になったところが、JR大糸線の沿線、それから拾ヶ堰の沿線、穂高川、それから安曇野排水路から万水川といったようなところ、こういうところが第一種規制地域。第三種規制地域は住居専用用途以外の地域、あるいは都市マスタープランの将来市街地が形成されるゾーンということで、既に大型店舗等が立ち並んでいるところなどの広域農道の沿線、こういったところが第三種規制地域。残りが第二種規制地域ということで、一種と三種の間ということになっている。

次に許可基準の項目であるが、景観的に影響の大きい看板等について昨年主要な路線を現地調査をした。どういったところが許可基準として重要なのかということ、一つは敷地あたりの表示面積の合計、それから屋上広告物については、高さ并表示面積の関係、それから壁面広告物については、その全体の中に占める面積が影響が大きい。それから袖看板については出幅の関係があったり、安全性の部分で影響がある。地上設置する広告物については、高さ并表示面積。この実態調査の結果等をふまえて、それぞれ第一種、第二種、第三種ということで決めている。第一種については、動光点滅を伴う照明、ネオンこれらを使用しないこと。それから色彩の彩度を6以下にする。厳しい基準になっている。第三種、住専以外の6地域、都市計画マスタープランの将来市街地を形成するゾーンのところでも基準が設けられている。全地域、一種から三種の共通の許可基準ということで、著名な地点または公共的な施設への案内のために表示、設置するものということで、これについても表示面積の関係、高さ色彩等の基準を設けている。その他ということで、アドバルーンや公告旗といったものについて、数が多かったりすると景観的に好ましくないということで、第一種規制地域におきましては、アドバルーンについては設置不可、公告旗等については本数を規制するというところで5本以下という基準になっている。

手続きの内容についてだが、どういった場合許可が必要になるかということだが、一つは新たに広告物を表示、設置する場合。また既存する広告物を改造または変更移転するとき、そういった場合に手続きが必要となる。既に長野県条例で許可を受けているもの、これについては一定期間過ぎたら更新等が必要になってくる。許可の期間については、一般の物は5年、はり紙、はり札等については、6ヶ月となっている。5年は県内では長野市と同じとなる。広告物のメーカー保証が5年ということでそのような考え方になる。

手数料の関係ということで、安曇野市の手数料条例ということで既に長野県条例の際にいただいていた手数料の関係、こちらを継続という形にしている。廃止等でも届け出が必要ということになっている。

許可申請の適用除外。何でもかんでも許可が必要かということ、適用除外という関係も長野県条例にもある。法令により表示設置を義務付けられたもの、あるいは公職選挙法に基づいたもの、祭典年中行事、公益上必要なもの、これについては禁止物件、付けてはいけない場所、あるいは許可の申請両方に適用除外になる。

それから許可申請の適用除外ということで、許可はもらえないが禁止物件にはつけてはいけないということで、道路工事など等の工事案内標識類、営利を目的としない広告物、公益上の宣伝告知ということで憲法で保障されている表現の自由ということで、何とかに反対といったようなもの、こういったものは許可の適用の除外ということである。

自己用広告物における許可申請の適用除外ということで、自分の敷地の中に自己用のものであれば概ね適用除外になる。第1種は適用除外ということになるが、こちらが先ほどあった許可基準と比べるとほとんど同じレベル。裏をかえせば適用除外でなければ許可ができないということ。第1種規制地域というのは今までの長野県条例で禁止区域と同様のレベルである。

違反等に対する措置、罰則ということで、屋外広告物条例については、景観は届出だが、許可ということでありまして罰則規定を設けてある。こちらについては検察庁と協議する中で決めてきたが、一つは直罰規定ということで禁止物件等に直接張り付けたと言った場合には直接すぐに罰金等直罰ができる。それからそういった違反に対する処置命令を出す、その処置命令にも違反したという場合にはさらに罰則ということで2度の罰則という厳しい規制がかかってくる。

現在はこの10月に向けて、その準備段階ということで、関係機関等へこのパンフレット等を用い周知したり運用に向けての準備を進めている段階。また、景観と違って具体的に屋外広告物数値等細かい基準となっている。細かい基準がどうかということがあったらご相談いただきたい。

【藤澤会長】

ただいま報告事項の「安曇野市屋外広告物条例」について説明があった。ご質問等のある方の発言等を求める。

【布施委員】

3点お聞きしたい。1点目はここで投光点滅の物があるが、全面禁止なのか、全規制地域共通で禁止、使用しないとなっているが、3条ではこれは公共の禁止に入っていない。禁止かどうかをお聞きしたい。ちなみにネオンサインの申請は申請手数料があるので、点滅でもよいと考えたりするが。

2点目は以前説明会等で話が出たと思うが、広告旗のうちの交通安全に関する旗はガードレール等に設置してあり、時々倒れたりしているが、これは適用除外になるのか。

3点目は、条例上、法令上しょうがないが、屋外広告物を規制するという方向で持っているが、景観とか、松本市も建物とかに、「これはよい」という建物を奨励したり、景観何とか賞とかいうものを行っているが、そういったように直接把握はできないかもしれないが、これは安曇野市の景観、もしくは安曇野市の地域になじむよいものであるというような、デザイン的にいいサインを推奨するという誘導の方向はないか。

【藤澤会長】

お答え願う。

【事務局 井口係長】

点滅に関する広告関係ということだが、条例の中の6条以降に第一種規制地域の許可基準にあつては、動光点滅をとような照明・ネオンその他これらに類するものは使用しないこと、と許可にはならない。また、逆に適用除外の基準があるが、第一種規制地域については同様に、動光点滅を伴う照明・ネオンその他これらに類するものを使用しないこととなっているので、第一種については、点滅を伴うものは適用除外にもならないし

許可にもならない。それから二種三種については、細かくは自己用、自己用以外の物ということで、許可のほうは自己用広告物以外ものについては使用しないことになっている。自己用でもそれぞれ基準の面積が決まっておき、なんでもよいというわけではない。適用除外の方だが、二種では許可が必要、三種では基準以内であれば適用除外。その辺のレベルの違いがあるが、今までなかった基準がでこういったところに出てきている。もっと細かくどういったものが点減だとかいうことは、その中で判断していきたい。また、条例の運用についても、景観審議会という審議会も関与しているので、行政の判断に迷う場合は、そういうところのご意見をいただくということになる。

2番目の広告旗の関係これは、禁止物件の適用除外というものになるかということだが、法令により表示設置を義務付けられているものや、年中行事など、祭典など慣例上一時的に表示、設置するものこういったものに該当する物なら禁止物件の適応除外ということになる。そうでないものについては、禁止物件に付けてはいかないということになる。どういったものかということをしかりと確認していきながら運用していければと思っている。

3番目の景観づくりのよいもの、松本市などは景観賞などで表彰等している。安曇野市の景観づくりも始まったばかりではあるが、旧穂高町にありました景観賞なるものもあり、当然規制ばかりではなくてよい建物、そういったものについては景観賞なるものを検討する。それに合わせて広告も、条例の中では数値基準等も決まっているが、条例の中の特例措置というものもあり、許可基準に適合しない場合でも、やむを得ないと認めるとき、良好な景観の形成、風致の維持に特に寄与すると認めるとき等の場合は、景観審議会の議を経て市長が許可できるというものもあるので、今後景観と合わせてそういったものを考えていけたらと思っている。

【藤澤会長】

よいか。他に。意見がないので、私から。張り紙で、外と内側で、内側は屋外広告物ではないという形になっているが、内側でも相当大きいものがあり、条例の網をくぐるということが出てくると思うが、運用状況等を見て条例等改正すればいいんだが、内と外で張り紙で規制がない、なんでもやってもいいという風にとられるのはどうかと思うが。

【事務局 井口係長】

これは元は屋外広告物法の広告物の定義からきている。屋外に掲示しているという、屋外という扱いが法の中でも屋外でないという判断から来ている。これをかいくぐって何でもいいのかということもあるが、今の屋外広告物法の運用する中でも県条例もそうだったが、ガラスの中に張られているものについては該当しないという運用をしている。国の法律、県内でも安曇野市含めて他にも5団体ほど屋外広告物条例を施行しているところがあるが、参考意見をいただきながら、今後問題になってくれば、考えなくてはいけないなと思っている。運用の中で考えていかななくてはならないと考えている。

【藤澤会長】

室内なので私権はどの程度ということや法律の問題もあると思うが、少なくとも指導ができるくらいの条例にしといた方がよかったのではないかと思った。今後の運用状況、施行状況をみてまた改正はできるので。他に。

【勝野委員】

今まで住民協定を結んでいるところのそれぞれの内容については継承するのか。

【事務局 井口係長】

県の条例に基づく景観育成住民協定地区、安曇野市内では25地区あるが、これについては景観条例の中で景観づくり、住民協定ということで継続している。今回屋外広告物条例が運用するからと言ってこの協定地区どうこうということはない。やはり安曇野市のそれぞれの地域よっての景観づくりの進め方もあり、それをこと細かく地域ごとに区切ってというのはなかなか難しいので、分けても3つのエリアであり、安曇野市の屋外広告物の最低限の基準ということである。景観づくりの住民協定がなければ、今まで守

ってきた景観が守れないということがあるので、こちらについても今後継続推進推奨していくというところである。

【藤澤会長】

よいか。他に意見等が無いので本件については説明をいただいたということにした。

以上をもって、本日の議題全て終了した。この際、議題以外のことで何かご意見等があったらお伺いしたいが。

【横川委員】

今日の広告関係にも若干触れるかと思うが、景観の関係が主体になるのでその中で触れさせていただきたいと思うが、要望というか、提言と捉えていただいて結構かと思う。先ほど都市計画の方にも触れたが、何とんでも安曇野市は田園風景これが一番のポイントかと思う。訪れる皆さんも道を使ってここへ来ていただくわけだが、常々私も道路を走っており、街路樹の管理の方法というか、一抹の不安を持っているところである。道路築造したときにはその道路の必要性等の中で、街路樹を植えて来た時代があったわけだが、こういった状況の中で見ると、はたして田園地帯の中で街路樹が必要なかどうか、非常に窮屈な歩道の中に街路樹が植わっていたり、除草、草を取っていただいたりして、危険を冒しながら非常に汗を流していただいているが、そういった部分を思い切って方向転換をして、歩道を通行する自転車が非常に危険だという見方もされているので、思い切って低木の草を毎年取るのではなくて、そこら辺をアスファルトで舗装するとかそういった通行の利便性に向上した姿にしてはどうかと。反対の歩道は植樹帯があるが雑草が生えている。

いろいろな状況があると思うが、やはり眺望のいいアルプスを見てのドライブ、そういう人が多く訪れるわけであり、足元を見るとそんなような道路が見受けられる。どうかいろいろと管理体制があると思うが、今後整備の中でそんな形をしていただければと要望として発言した。

【藤澤会長】

ただいまの要望を今後の計画の時に配慮できるものは配慮するよう、市にしく願いたい。事務局でいかがか。

【事務局 田中主査】

あと一回の都市計画審議会を今任期中に開催したい。9月の第2週第3週で、議会の予定も入っているがその日程でぜひお願いしたい。内容としては、県からの市への意見聴取が市長がされるので、その市長からの諮問ということで審議案件がある。また、都市計画道路の整備計画ということで説明をさせていただく予定である。

2点目、7月25日の広報あづみので安曇野市都市計画審議会の次期の都市計画審議会の公募について記事を掲載した。ご承知おきいただきたい。

【藤澤会長】

他に無いので、以上で第26回安曇野市都市計画審議会を閉会とする。